

議案第53号

平成20年度川崎市高速鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 平成20年度川崎市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

(1) 調査設計事業 55,000千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入	649,320千円
第1項 企 業 債	294,000千円
第2項 出 資 金	350,266千円
第3項 その他の資本的収入	5,054千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出	645,193千円
第1項 建 設 改 良 費	277,605千円
第2項 企 業 債 償 還 金	367,588千円

(企業債)

第4条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
高速鉄道 事業 (借換)	千円 294,000	銀行その他から普通貸 借又は証券発行(他の 地方公共団体との共同 発行を含む。)による。 起債の時期は当該年度 とする。	年 9.0% 以内	借入れの日から25か年以内(据置期間を含む。)に償還する。ただし、企業財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は本議決の範囲内で借換えすることができる。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 161,363千円

(2) 交際費 2千円

平成20年 2月19日提出

川崎市長 阿部孝夫